

高知市長期優良住宅建築等計画認定手数料一覧 (新築する住宅に係るもの)

R4.10.1～適用

◆当初申請

※)建築確認申請書を併せて申請する場合は、建築確認手数料と同額を加算する。

【戸建て住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
床面積100㎡以下 手数料 = 10,000円 × 戸数
床面積100㎡超え 手数料 = 12,000円 × 戸数

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
床面積100㎡以下 手数料 = 47,000円 × 戸数
床面積100㎡超え 手数料 = 59,000円 × 戸数

【共同住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
手数料 = 区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	12,000
2～5	8,000	2,000
6～10	12,000	1,900
11～25	20,500	1,100
26～50	26,000	1,100
51～100	39,000	900
101～200	56,000	800
201～	140,000	400

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
手数料 = 区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	59,000
2～5	40,000	14,200
6～10	47,000	13,000
11～25	74,000	11,000
26～50	125,000	10,000
51～100	274,000	8,000
101～200	388,000	8,000
201～	679,000	7,000

長期確認書又は設計住宅性能評価書

長期使用構造等である旨の記載があるものは①
長期使用構造等でない旨の記載があるものは②となります。

◆変更申請

※)建築確認申請書を併せて申請する場合は、建築確認手数料と同額を加算する。
※)第9条に基づく変更申請(譲受人)、軽微な変更及び第10条に基づく地位の承継に係る手数料は徴収しない。

【戸建て住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
床面積100㎡以下 手数料 = (10,000円 × 戸数) × 1/2
床面積100㎡超え 手数料 = (12,000円 × 戸数) × 1/2

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
床面積100㎡以下 手数料 = (47,000円 × 戸数) × 1/2
床面積100㎡超え 手数料 = (59,000円 × 戸数) × 1/2

③ 長期使用構造等に係る変更を伴わない場合
手数料 = 確認書・性能評価書の有無に関わらず①の場合と同様

【共同住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
手数料 = (区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数) × 1/2
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	12,000
2～5	8,000	2,000
6～10	12,000	1,900
11～25	20,500	1,100
26～50	26,000	1,100
51～100	39,000	900
101～200	56,000	800
201～	140,000	400

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
手数料 = (区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数) × 1/2
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	59,000
2～5	40,000	14,200
6～10	47,000	13,000
11～25	74,000	11,000
26～50	125,000	10,000
51～100	274,000	8,000
101～200	388,000	8,000
201～	679,000	7,000

③ 長期使用構造等に係る変更を伴わない場合
手数料 = 確認書・性能評価書の有無に関わらず①の場合と同様

長期優良住宅の容積率の特例許可審査手数料

上記申請手数料に1件につき160,000円を加算する。

高知市長期優良住宅建築等計画認定手数料一覧 (増築, 改築, 又は既存住宅に係るもの)

R4.10.1～適用

◆当初申請

※)建築確認申請書を併せて申請する場合は、建築確認手数料と同額を加算する。

【戸建て住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
床面積100㎡以下 手数料 = 15,000円 × 戸数
床面積100㎡超え 手数料 = 18,000円 × 戸数

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
床面積100㎡以下 手数料 = 71,000円 × 戸数
床面積100㎡超え 手数料 = 88,000円 × 戸数

【共同住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
手数料 = 区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	18,000
2～5	12,000	3,000
6～10	15,000	3,000
11～25	47,000	1,000
26～50	71,000	1,000
51～100	93,000	1,000
101～200	124,000	1,000
201～	290,000	400

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
手数料 = 区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	88,000
2～5	61,000	21,000
6～10	75,000	19,000
11～25	99,000	17,000
26～50	138,000	16,000
51～100	311,000	13,000
101～200	381,000	13,000
201～	818,000	11,000

長期確認書又は設計住宅性能評価書

長期使用構造等である旨の記載があるものは①
長期使用構造等でない旨の記載があるものは②となります。

◆変更申請

※)建築確認申請書を併せて申請する場合は、建築確認手数料と同額を加算する。
※)第9条に基づく変更申請(譲受人)、軽微な変更及び第10条に基づく地位の承継に係る手数料は徴収しない。

【戸建て住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
床面積100㎡以下 手数料 = (15,000円 × 戸数) × 1/2
床面積100㎡超え 手数料 = (18,000円 × 戸数) × 1/2

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
床面積100㎡以下 手数料 = (71,000円 × 戸数) × 1/2
床面積100㎡超え 手数料 = (88,000円 × 戸数) × 1/2

③ 長期使用構造等に係る変更を伴わない場合
手数料 = 確認書・性能評価書の有無に関わらず①の場合と同様

【共同住宅】

① 長期確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合
手数料 = (区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数) × 1/2
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	18,000
2～5	12,000	3,000
6～10	15,000	3,000
11～25	47,000	1,000
26～50	71,000	1,000
51～100	93,000	1,000
101～200	124,000	1,000
201～	290,000	400

② 長期確認書又は設計住宅性能評価書の添付なしの場合
手数料 = (区分基本額 + 区分戸当額 × 戸数) × 1/2
※)複数棟の場合は、棟毎に算出した額の合計

区分基本額及び区分戸当額 一覧 単位:円		
戸数区分	区分基本額	区分戸当額
1	-	88,000
2～5	61,000	21,000
6～10	75,000	19,000
11～25	99,000	17,000
26～50	138,000	16,000
51～100	311,000	13,000
101～200	381,000	13,000
201～	818,000	11,000

③ 長期使用構造等に係る変更を伴わない場合
手数料 = 確認書・性能評価書の有無に関わらず①の場合と同様